

私幼研機構第 03247 号
令和 4 年 2 月 28 日

全日私幼連
都道府県団体長 様
教育研究委員長 様

一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
理事長 安家 周一
(公印省略)

令和 4 年度における教員免許更新制における留意事項について（お知らせ）

日頃より、当機構の活動にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課より令和 4 年 2 月 25 日付で別添のとおり、令和 4 年度における免許状更新講習の開設予定調査結果を踏まえた教員免許更新制に係る留意事項について（通知）が発出されました。

つきましては、別添通知文をご確認いただき、貴団体での免許状更新講習の開設にあたっての検討や、加盟園へのご周知にご活用くださいますようお願い申し上げます。

下記内容が通知文概要となります。

記

- ・令和 4 年度における免許状更新講習の開設予定調査において、免許状更新講習の受入れ予定人数が受講対象者数を大幅に下回る結果となったこと等を「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由」に当たると解し、現職教員のうち、当面、免許状の修了確認期限等が法律案における施行予定日より前（令和 4 年 6 月 30 日まで）にある者について、修了確認期限等を延期又は延長を行うこととしても差し支えないこととする。
- ・現職教員が延期又は延長を行う場合、申請期限までに申請することが必要となり、申請期限までに申請がなされていないことにより、延期又は延長が行われない場合、当該免許状は失効することとなる。なお、申請期限は、修了確認期限等の 2 か月前までである。
- ・令和 3 年 11 月 29 日付「令和 4 年度免許状更新講習の認定申請等について（通知）」（3 教教）において、令和 4 年度免許状更新講習については、必修・選択必修・選択の 3 つの領域を撤廃する省令改正を行う予定である旨が通知されていたが、修了確認期限等を延期又は延長を行うこととして差し支えないこととするため、本省令の改正を取りやめる。
- ・令和 4 年度第 3 回（2 月 16 日申請締切）までに申請された講習は、全て「選択領域」として取り扱い、令和 4 年度第 4 回（3 月 16 日申請締切）以降に申請する講習は、令和 3 年 11 月 29 日付「免許状更新講習の認定申請等要領（令和 4 年度開設用）」（3 教教人第 30 号）の改定版「免許状更新講習の認定申請等要領」に基づき申請する。改訂版は別途通知をする。

以上

現行制度の下では、免許状更新講習を受講した上で、免許状の有効期間等の更新を行うことが望ましいものであり、可能な限り免許状更新講習の受講をしていただきたいと思いますが、令和4年度の免許状更新講習開設数の不足等が見込まれることから免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして、教員免許状の有効期間の延長等を行っても差し支えないこと等、教員免許更新制に係る留意事項をまとめました。

3 教 教 人 第 37 号
令 和 4 年 2 月 25 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長
殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

小 幡 泰 弘

令和4年度における免許状更新講習の開設予定調査結果を踏まえた
教員免許更新制に係る留意事項について（通知）

本日、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたところです。同法律案において、その施行日は令和4年7月1日（教育公務員特例法改正部分は令和5年4月1日）とされていることから、仮に今通常国会で法改正が実現した場合、本年7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日（以下、「修了確認期限等」という。）を迎える者は、免許状更新講習の受講や免許の更新手続の必要がなくなることとなります。

こうした状況を踏まえ、令和3年11月29日に各都道府県教育委員会等に対し依頼させていただいた令和4年度における免許状更新講習の開設予定調査（以下、「開設予定調査」という。）においては、別紙のとおり、令和4年度における免許状更新講習の受入れ予定人数が31,657人（30時間換算）となり、受講対象者数（修了確認期限又は有効期間満了の日が令和5年3月31日の者：104,745人、同令和6年3月31日の者：106,765人）を大幅に下回る結果となっております。

また、令和4年2月以降は、当初予定されていた講習の中止が起こることも想定されます。

このことから、令和4年4月から6月までの間に修了確認期限等を迎える者の免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長（以下「延期又は延長」という。）の考え方やこれにかかる手続等事務の取扱いについて、下記に示しますので、十分にご留意いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

1. 免許状更新講習開設数の不足等に関連した修了確認期限等の延期又は延長に係る取扱いについて

(1) 延期又は延長を行う場合の考え方について

現職教員が引き続き教壇に立つためには、免許状更新講習を受講・修了することで免許状の有効期間等の更新をすることが原則です。これは、教員免許更新制の目的が、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目指すものであるためです。

一方で、開設予定調査において、令和4年度における免許状更新講習の受入れ予定人数が受講対象者数を大幅に下回る結果となったこと等から、令和4年4月から6月までの間に修了確認期限等を迎える者においては、教師本人のニーズに合致した免許状更新講習の受講が困難な状況が生じることが想定されます。

免許管理者である各都道府県教育委員会は、「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由がある」ことにより、修了確認期限等までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である場合、教員免許状を有する者の申請期限（修了確認期限等の2か月前）までの申請により、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算して2年2月を超えない範囲内で、延期又は延長を行うことが可能です（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の5、第61条の6、第61条の9、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「一部改正省令」という。）附則第7条～第9条）。

現行制度の下では、免許状更新講習を受講した上で、免許状の有効期間等の更新を行うことが望ましいものであり、可能な限り免許状更新講習の受講をしていただきたいと思いますと思いますが、これらのことを踏まえ、やむを得ない場合には、各免許管理者におかれては、現職教員のうち、当面、免許状の修了確認期限等が法律案における施行予定日より前（令和4年6月30日まで）にある者について、令和4年度における免許状更新講習開設数の不足等が上記の「やむを得ない事由」に当たると解し、延期又は延長を行うこととしても差し支えないこととします。この場合、延期又は延長を行った者に対しては、延期又は延長に係る証明書（施行規則第61条の10、一部改正省令附則第15条）を遺漏なく発行することとなります。

また、「やむを得ない事由」にあたるかどうかは本人の申出に従って判断して差し支えありません。

なお、令和4年度における免許状更新講習開設数の不足等を「やむを得ない事由」と認定し、延期又は延長を行うこととした場合、当該事由がなくなった日（延期又は延長の起算日）についても、本来各免許管理者において判断されるべきものですが、文部科学省として、当

該日として、令和5年4月1日を想定しています。この場合、各免許管理者におかれては、令和5年3月31日までは、対象となる現職教員について、令和4年度における免許状更新講習数の不足等の「やむを得ない事由」が継続しているものと取り扱っても差し支えないこととします。

(2) 延期又は延長の手続について

上記のとおり、現職教員が延期又は延長を行う場合、申請期限までに申請することが必要となります。申請期限までに申請がなされないことにより、延期又は延長が行われない場合、当該免許状は失効することとなります。このため、各免許管理者におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対し、本通知の趣旨や必要な手続の流れに関して確実に周知徹底し、各教師が適切に手続を行えるようお願いいたします。また、対象となる現職教師の延期又は延長に係る申請が相当な時間的余裕をもって行われるよう促すなど、当該教師に不利益が生じないよう、適切な配慮を講じるようお願いいたします。

なお、本人が自ら延期又は延長に係る申請を行うことが困難な場合や申請の件数が多数に上ると想定されるなど、申請を取りまとめて行うことが事務実施上の便宜に資することが見込まれる場合には、学校長（園長）、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、延期又は延長の手続を行うことも可能です。

また、現職教師の本人の希望によっては、延期又は延長を行わずに、予定の期日までに免許状更新講習の修了確認又は有効期間の更新を行うことも当然に可能です。

2. 免許状更新講習の領域を撤廃する省令改正の取りやめ及び免許状が失効・休眠状態にある現職教員ではない者に対する臨時免許状の発行について

令和3年11月29日付「令和4年度免許状更新講習の認定申請等について（通知）」（3教教人第30号）において、令和4年度の免許状更新講習については、「必修」・「選択必修」・「選択」の3つの領域を撤廃する省令改正を行う予定である旨を通知したところですが、上記の通り延期又は延長を行うこととして差し支えないこととするため、本省令の改正を取りやめることといたしました。

また、現在教育職員として勤務しておらず教員免許状が失効あるいは休眠状態となっている者の場合は、教育職員として勤務するまでに免許状更新講習を受講し、その上で再授与申請等を行う必要がありますが、上述のとおり、令和4年度の免許状更新講習の開設講習数は受入れ予定人数に対して大幅に下回る見込みであり、受講自体困難となることが予想されます。

このため、他に有効な普通免許状を有する者を合理的な範囲の努力により採用することができず、都道府県教育委員会が必要と判断した場合には、これらの者に対して臨時免許状を授与することも考えられます。

なお、こうした状況に鑑み、令和3年4月28日付「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」（3教教人第3号）は廃止します。このため、臨時免許状の授与に当たって、当該通知において示した臨時免許状の発行の基準（免許状更新講習の受講の申し込みを行っていること等）に従っていただく必要はありませんが、これまでも臨時免許状の発行については、厳に当該免許状の趣旨に則ったものに対して行うこととし、安易な授与は行わないようお願いしているところであり、今後もこの点については変わるものではないことにはご留意願います。

3. 省令改正の取りやめによる免許状更新講習の認定等の申請について（主に講習開設者向け）

上記2.に記載しましたとおり、令和4年度の認定申請については領域の撤廃を前提とした申請（全て選択領域から申請するなど）としていたところですが、省令改正の取りやめにより、従前のおり3つの領域及び領域ごとに設定された必要受講時間が残ることとなったことから、今後は下記の取り扱いに変更します。

なお、令和3年11月29日付「免許状更新講習の認定申請等要領（令和4年度開設用）」（3教教人第30号）については、内容を改訂した後、別途通知します。主な変更点は次のとおりです。

- 令和4年度第3回（2月16日申請締切）までに申請された講習については、全て「選択領域」として取り扱います。ただし、開設者の希望により、他の領域に変更を希望する場合は、通常の手続（廃止届提出後に再申請）によることなく、文部科学省に電子メールにてお申し出いただければ対応します。
- 令和4年度第4回（3月16日申請締切）以降に申請する講習については、別途通知する改訂版の「免許状更新講習の認定申請等要領」に基づき、申請いただきます。

4. 修了確認期限等を7月1日以降に迎える者の取り扱いについて

修了確認期限等を7月1日以降に迎える者の取り扱いについては必要に応じて別途通知します。

| |
|---|
| 担当 文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教員免許企画室 【省令改正の取りやめに関すること】 【臨時免許状の発行に関すること】 免許係 TEL：03-5253-4111（内線 3969） E-MAIL：menkyo@mext.go.jp 【教員免許更新制に関すること】 更新係 TEL：03-5253-4111（内線 3572, 3573） E-MAIL：menkyo@mext.go.jp |
|---|

○教員免許状更新講習 開設予定調査結果（※） および受講対象者数推計

別紙

(令和4年1月)

| 都道府県名 | 令和4年度開設予定状況 | | 受講対象者数推計 (新免許状所持現職教員を含む) | |
|---------|-------------|---|-----------------------------|--------------|
| | 受入予定人数 ① | 30時間換算した場合の 受入予定人数(推計) ② (①/5) | 修了確認期限又は有効期間の満了日 | |
| | | | R5.3.31 ③ | R6.3.31 ④ |
| 1 北海道 | 110人 | 22人 | 4,462人 | 4,785人 |
| 2 青森県 | 430人 | 86人 | 1,203人 | 1,247人 |
| 3 岩手県 | 0人 | 0人 | 1,329人 | 1,340人 |
| 4 宮城県 | 400人 | 80人 | 1,743人 | 1,758人 |
| 5 秋田県 | 0人 | 0人 | 882人 | 844人 |
| 6 山形県 | 0人 | 0人 | 936人 | 984人 |
| 7 福島県 | 1,040人 | 208人 | 1,734人 | 1,865人 |
| 8 茨城県 | 275人 | 55人 | 2,910人 | 2,936人 |
| 9 栃木県 | 390人 | 78人 | 1,473人 | 1,473人 |
| 10 群馬県 | 250人 | 50人 | 1,933人 | 1,921人 |
| 11 埼玉県 | 820人 | 164人 | 4,626人 | 4,863人 |
| 12 千葉県 | 862人 | 172人 | 4,383人 | 4,455人 |
| 13 東京都 | 1,850人 | 370人 | 8,122人 | 8,035人 |
| 14 神奈川県 | 370人 | 74人 | 6,032人 | 6,150人 |
| 15 新潟県 | 3,137人 | 627人 | 1,708人 | 1,721人 |
| 16 富山県 | 890人 | 178人 | 909人 | 828人 |
| 17 石川県 | 436人 | 87人 | 867人 | 874人 |
| 18 福井県 | 466人 | 93人 | 756人 | 887人 |
| 19 山梨県 | 1,671人 | 334人 | 770人 | 832人 |
| 20 長野県 | 460人 | 92人 | 2,075人 | 2,086人 |
| 21 岐阜県 | 1,304人 | 261人 | 2,079人 | 2,003人 |
| 22 静岡県 | 85人 | 17人 | 3,432人 | 3,617人 |
| 23 愛知県 | 3,475人 | 695人 | 6,728人 | 6,665人 |
| 24 三重県 | 200人 | 40人 | 1,520人 | 1,577人 |
| 25 滋賀県 | 1,100人 | 220人 | 1,550人 | 1,636人 |
| 26 京都府 | 4,620人 | 924人 | 2,261人 | 2,127人 |
| 27 大阪府 | 1,665人 | 333人 | 7,082人 | 7,291人 |
| 28 兵庫県 | 2,466人 | 493人 | 5,691人 | 5,362人 |
| 29 奈良県 | 0人 | 0人 | 1,400人 | 1,376人 |
| 30 和歌山県 | 0人 | 0人 | 852人 | 828人 |
| 31 鳥取県 | 0人 | 0人 | 571人 | 542人 |
| 32 島根県 | 300人 | 60人 | 768人 | 835人 |
| 33 岡山県 | 1,670人 | 334人 | 1,754人 | 1,944人 |
| 34 広島県 | 1,525人 | 305人 | 2,572人 | 2,821人 |
| 35 山口県 | 70人 | 14人 | 1,431人 | 1,639人 |
| 36 徳島県 | 330人 | 66人 | 737人 | 827人 |
| 37 香川県 | 0人 | 0人 | 990人 | 877人 |
| 38 愛媛県 | 0人 | 0人 | 1,268人 | 1,337人 |
| 39 高知県 | 522人 | 104人 | 692人 | 707人 |
| 40 福岡県 | 580人 | 116人 | 4,332人 | 4,248人 |
| 41 佐賀県 | 780人 | 156人 | 649人 | 657人 |
| 42 長崎県 | 850人 | 170人 | 1,176人 | 1,314人 |
| 43 熊本県 | 400人 | 80人 | 1,541人 | 1,696人 |
| 44 大分県 | 930人 | 186人 | 1,251人 | 1,291人 |
| 45 宮崎県 | 840人 | 168人 | 1,067人 | 1,142人 |
| 46 鹿児島県 | 3,305人 | 661人 | 1,319人 | 1,376人 |
| 47 沖縄県 | 410人 | 82人 | 1,178人 | 1,146人 |
| 合計 | 41,284人 | 8,257人 | 104,745人 | 106,765人 |

| | | | | |
|-------------------------|----------|---------|--|--|
| 通信・放送・インターネット 等による講習 | 116,998人 | 23,400人 | | |
|-------------------------|----------|---------|--|--|

| | | | | |
|----|----------|---------|----------|----------|
| 総計 | 158,282人 | 31,657人 | 104,745人 | 106,765人 |
|----|----------|---------|----------|----------|

※本調査は、令和4年度免許状更新講習における「必修」「選択必修」「選択」の3つの領域を撤廃する省令改正を行う前提で実施した。

○受講対象者数推計は、国公立学校及び幼保連携型認定こども園に勤務する受講対象の旧免許状及び新免許状所持現職教員数(受講義務者。免除対象職を除く。)を各都道府県教育委員会の調査により集計した推計値(令和3年1月時点)。

令和4年度免許状更新講習の開設予定状況

令和4年度の免許状更新講習の開設予定について、令和3年12月時点で回答のあった大学等の開設予定を集計したところ、今後申請予定の講習も含む令和4年度の受入予定人数は、以下のとおりとなっている。

| | | | |
|--------|------|--------|------------|
| 168大学等 | 対面講習 | 受入予定人数 | 41,284人以上 |
| | 通信等 | 受入予定人数 | 116,998人以上 |
| | 合計 | 受入予定人数 | 158,282人以上 |

<30時間換算した受入予定人数>

| | | |
|------|--------|----------------|
| 対面講習 | 受入予定人数 | 8,257人以上 |
| 通信等 | 受入予定人数 | 23,400人以上 |
| 合計 | 受入予定人数 | 31,657人以上 (※2) |

※30時間換算した受入予定人数は、多くの講習が6時間講習であり、かつ更新に必要な受講時間は30時間であることから、上段の受入予定人数を1/5にした人数を記載している。ただし、中には6時間以上の講習もあるため、実際の受入れ予定人数(30時間換算)はもう少し多くなる見込み。

〔<令和3年度実績> 6時間の講習：9,617講習(必修828、選択必修1,851、選択6,938)
6時間以上の講習：485講習(選択のみ)〕

(参考)

令和2年11月時点の令和3年度免許状更新講習の開設予定状況

| | | | | |
|---------|--------|------|--------|-----------------|
| ○必修領域 | 338大学等 | 対面講習 | 受入予定人数 | 72,660人以上 |
| | | 通信等 | 受入予定人数 | 131,460人以上 |
| | | 合計 | 受入予定人数 | 204,120人以上 (※1) |
| ○選択必修領域 | 363大学等 | 対面講習 | 受入予定人数 | 80,583人以上 |
| | | 通信等 | 受入予定人数 | 220,023人以上 |
| | | 合計 | 受入予定人数 | 300,606人以上 |
| ○選択領域 | 467大学等 | 対面講習 | 受入予定人数 | 85,314人以上 |
| | | 通信等 | 受入予定人数 | 183,834人以上 |
| | | 合計 | 受入予定人数 | 269,148人以上 |

(選択領域は18時間相当に換算)

令和3年度は、免許更新に必要な30時間の講習を受講できる人数は約20万人(※1)であったのに対し、令和4年度は約3万人(※2)となっており、大幅に減少している。

※必修領域は全員が受講しなければならない領域であるため、当該受入予定人数を比較対象として参照。